

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例(案)概要

1 条例制定の目的

野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（現行条例）の規制対象外としている再生土等を使用した埋立て等に対応するため、埋立てに使用される土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、埋立て面積が3,000㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるように現行条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例制定(案)と現行条例との主な変更点

(1) 県条例の適用除外

市町村が独自の施策を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしており、県条例では、土砂等の埋立て等による面積3,000㎡以上が規制対象ですが、市内における300㎡以上の埋立て等については、すべて市条例で規制することとし、県条例の規制を除外します。

ただし、県とは引き続き連携し、不適正な土砂等の埋立て等を監視するとともに、技術的な助言、情報提供等の支援を受けながら土壌の汚染及び災害の発生の防止を図ります。

○県条例適用除外市町一覧（19市町）

千葉市、船橋市、芝山町、佐倉市、成田市、神埼町、八街市、銚子市、東金市、山武市、柏市、四街道市、木更津市、勝浦市、富津市、君津市、鋸南町、大多喜町、印西市

(2) 定義の見直し【第2条】

① 「土砂等」の定義

自然物である山砂や建設発生土など、地盤を掘削して発生した土砂以外に、建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を規制するため、土砂等の定義を見直します。

【現行】 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

【制定案】 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積の用に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの

② 埋立て等事業区域面積による区分の見直し

県条例の適用除外に伴い、埋立て事業の区分を次のとおり変更します。

【現 行】

区分	事業区域面積
小規模埋立て等	300 m ² 以上 3,000 m ² 未満
一時堆積	300 m ² 以上

【制定案】

区分	事業区域面積
特定事業	300 m ² 以上
小規模埋立て等	300 m ² 以上 3,000 m ² 未満
一時堆積特定事業	300 m ² 以上

(3) 事業者の責務規定の変更【第3条】

- ① 埋立て事業を行う者について、土砂等の減量化と有効利用に努めることを規定します。
- ② 土砂等を運搬する者について、土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染の恐れがある土砂等を運搬しないよう努めることを規定します。
- ③ 埋立て事業を行う者について、埋立て区域の周辺関係者に対し事業内容を説明し、理解を得るよう努めることを規定します。

(4) 土地所有者の責務規定の追加【第4条】

土地の所有者について、埋立て等による土壌の汚染や災害が発生するおそれのないことを確認し、おそれのある場合は土地を提供することのないよう努めることを規定します。

(5) 土砂等の安全基準及び安全基準に満たない土砂等の埋立て等禁止規定の追加

【第6条・第7条】

- ① 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準について、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に加え、ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準や土壌汚染対策法に規定する基準に準じて規定します。(基準値等は、法令等の改正に柔軟に対応するため、規則に規定します。)
- ② 安全基準に満たない土砂等による埋立て等は禁止とし、安全基準に満たない土砂等の使用を確認した場合は、近隣への影響に鑑み、市長は住民へ情報提供を行うことができることを規定します。
- ③ 安全基準に満たない土砂等の埋立て等のおそれがあるときは、市長は土砂等の埋立て等の停止等について命令できることを規定するとともに、安全基準に満たない土砂等の埋立て等を確認したときは、土砂等の撤去等を命令できることを規定します。

(6) 土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置規定の追加【第8条】

- ① 土砂等の埋立て等に起因する土砂等の崩落、飛散、又は流出が発生しないよう必要な措置を講じることを規定します。
- ② 土砂等の崩落等のおそれがある場合は、面積要件にかかわらず、市長は災害の発生を防止する措置を講じるよう指導できることを規定します。

(7) 特定事業の許可【第9条】

「土砂等」の定義の見直しにより、自然物である山砂や建設発生土又は再生土等による特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

(8) 土地所有者等の同意等に関する規定の追加【第10条】

- ① 埋立て事業の許可申請を行う事業者は、事業区域内の土地所有者に対して事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。
- ② 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。
- ③ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

(9) 事前協議の規定の追加【第11条】

許可の申請前に事前協議を行わなければならないことを規定します。

ただし、小規模埋立て事業及び面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満の一時堆積特定事業は省略できるものとします。

(10) 許可申請の規定の見直し【第12条】

- ① 申請書に記載する事項について、県条例に準じ、次の事項を規定します。
 - ・ 現場事務所の設置計画及び位置、現場責任者の氏名及び職名
ただし、事業区域の面積が3,000㎡未満の場合は、現場責任者の氏名及び職名のみとします。
 - ・ 事業区域の表土の地質の状況
 - ・ 事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
 - ・ 事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置
- ② 申請書に添付する書類について、県条例に準じ、次の書類を規定します。
 - ・ 事業区域内の土地所有者の同意書
 - ・ 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものの同意書
 - ・ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民の同意書

(11) 許可申請の制限規定の追加【第 13 条】

県条例の適用除外に伴い、3,000 m²以上の埋立て等事業についても市許可となるため、300 m²以上の埋立て等事業の期間を県条例と同じく最大3年と規定し、一時堆積事業の期間は最大1年と規定します。

(12) 許可基準規定の変更【第 14 条】

① 次の許可基準に関する欠格要件を県条例と同等に規定します。

- ・ 条例に基づく措置命令を完了していない者
- ・ 条例に基づく許可の取消しの日から3年を経過しない者
- ・ 埋立て等事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・ 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者)がその事業活動を支配する者

② 次の許可基準に関する要件を県条例と同等に規定します。

- ・ 土砂等の搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- ・ 事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- ・ 事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られていること。

(13) 変更許可の規定の変更【第 15 条】

埋立て等事業の許可を変更する場合の規定について、次の事項を規定します。

- ・ 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。
- ・ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。
- ・ 事業期間の変更は、当初許可期間の満了日から1年を超えて変更できません。
- ・ 事業区域を増やす変更は、当初許可区域の2割を超えて変更できません。
- ・ 当初許可が小規模埋立て事業である場合は、3,000 m²を超える面積変更はできません。

(14) 名義貸しの禁止規定の追加【第 17 条】

許可を受けた者が自ら事業を行わず、他者へ事業を行わせることを禁止することを規定します。

(15) 事業着手届の規定の追加【第 18 条】

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手日から7日以内に届け出なければならないことを規定します。

(16) 土砂等管理台帳の整備規定の追加【第 20 条】

埋立て等事業に使用した土砂等は、発生場所又は購入場所ごとに、次のとおり土砂等管理台帳を作成しなければならないことを規定します。

- ・ 土砂等管理台帳には、発生場所等からの運搬手段、土砂等を搬入する過程において一時的に堆積が行われた場所、1日あたりの量
- ・ 土砂等管理台帳の写しを定期的に市長に報告しなければなりません。

(17) 地質検査等の報告規定の変更【第 21 条】

許可を受けたものは、地質検査及び水質検査を行い、安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならないことを規定します。

(18) 事業の廃止(中止)、完了、終了の手続き規定の変更

【第 24 条・第 25 条・第 26 条】

埋立て等事業の完了等の手続きは、現行の完了及び廃止手続きのほか、終了の手続きが追加され、いずれかの手続きを行わなければなりません。

廃止	許可を受けたものの計画していた事業に着手できない場合や許可期間満了前に事業を施工途中で終わらせる場合
中止	施工途中で一時的に事業を中止し、後に再開する場合 ※ 中止しようとする期間が許可期間を超える場合は廃止
完了	許可を受けた計画どおりに許可期間内に事業を完了した場合
終了	許可期間内に事業を完了できない場合

(19) 譲受けの手続き規定の追加【第 27 条】

埋立て事業の許可を受けた者から埋立て事業を譲り受けようとする場合の規定について、次のとおり規定します。

- ・ 埋立て事業を譲り受けようとする場合、市長の許可を受けなければならない。
- ・ 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、譲受けの内容について説明し、同意を得なければならない。
- ・ 事業区域に隣接する土地所有者に対し、譲受けの内容について説明し、同意を得なければならない。

(20) 許可の取消し基準の追加【第 30 条】

許可の取消し基準について、県条例に準じ、次のとおり規定します。

- ・ 安全基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行ったとき。
- ・ 土壌の汚染を防止するための措置命令に違反したとき。
- ・ 埋立て事業を引き続き1年以上行っていないとき。
- ・ 欠格要件に至ったとき又は欠格要件に該当していることが判明したとき。
- ・ 相続等により地位を承継した者が、許可の欠格要件に該当するとき。

(21) 関係書類等の保存規定の追加【第 32 条】

- ① 許可を受けた事業者は、事業の廃止、完了又は終了の届出をした日から5年間、提出した書類及び図面の写しを保存しなければならないことを規定します。
- ② 提出した書類の写しについて、電磁的記録による保存を認めることを規定します。

(22) 土地所有者の義務規定の追加【第 33 条・第 34 条】

県条例の適用除外に伴い、土地所有者の義務（埋立て事業完了後の土地利用計画を考慮した事業内容の確認、施工状況の把握）及び土地所有者に対する措置命令（土地所有者に対する安全基準に満たない土砂等の撤去等の命令）について、規定します。

(23) 立入検査規定の追加【第 36 条】

市の職員が土砂等の埋立ての事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等の検査を行った際に、安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、試験用の土砂等は無償で採取させることができることを規定します。

(24) 手数料の追加【第 38 条】

県条例の適用除外に伴い、埋立て等区域面積が 3,000 m²以上の許可申請手数料について、県条例に準じ、許可申請手数料を規定します。

許可申請項目	許可申請手数料
新規許可（埋立て区域面積が 300 m ² 以上 3,000 m ² 未満）	1 件につき 20,000 円
〃（埋立て区域面積が 3,000 m ² 以上）	1 件につき 48,000 円
変更許可（埋立て区域面積が 300 m ² 以上 3,000 m ² 未満）	1 件につき 10,000 円
〃（埋立て区域面積が 3,000 m ² 以上）	1 件につき 28,000 円
譲受け許可	1 件につき 28,000 円

(25) 罰則の変更【第 40 条・第 41 条・第 42 条】

県条例や近隣自治体と均衡を図り、次のとおり規定します。

- ① 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する要件
 - ・ 無許可で埋立て等事業を行った者
 - ・ 措置命令に違反した者
 - ・ 名義貸しを行った者【追加】
- ② 50 万円以下の罰金に処する要件
 - ・ 土砂等搬入届の違反を行った者
 - ・ 必要な報告を怠った又は虚偽の報告をした者
 - ・ 立入検査の拒否、虚偽の答弁を行った者
 - ・ 土砂等管理台帳の未作成、虚偽記載を行った者【追加】
 - ・ 土砂等管理台帳を保存しなかった者【追加】
- ③ 30 万円以下の罰金に処する要件
 - ・ 必要な届出を怠った、又は虚偽の届出をした者
 - ・ 標識の掲示等に違反した者【追加】
 - ・ 市に提出した書類の写しの保存義務に違反した者【追加】